

審査基準（公表用）

様式第3号
所管課 薬務課

法令名	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律		法令番号	昭和35年法律第145号	
手続名	地域連携薬局の認定の更新		根拠条項	第6条の2第4項	
審査基準	当該更新については、「地域連携薬局の認定」の審査基準に準じて行うものとする。				
受付機関	薬務課	処理機関	薬務課	交付機関	薬務課
		標準処理期間		20日	目次
		標準経由期間		日	
					28の4